

タイ特許調査方法の検討

タイ特許データベースの収録の実際

○武藤 亜弓¹⁾, 中西 昌弘²⁾, 太細 博利³⁾, 小山 裕史⁴⁾
株式会社ネットス¹⁾, オリンパスメディカルシステムズ株式会社²⁾,
昭和シェル石油株式会社³⁾, 電気化学工業株式会社⁴⁾
〒105-0004 東京都港区新橋4丁目5番1号 アーバン新橋ビル3階
Tel: 03-5777-3263 FAX: 03-5777-3264
E-mail: nets-muto@sun-group.co.jp

Study on Searching Method for Thai Patents Present compilation states of the several Thai patent databases

MUTO Ayumi¹⁾, NAKANISHI Masahiro²⁾, TASAI Hiroyoshi³⁾, OYAMA Hiroshi⁴⁾
Nets Co., Ltd.¹⁾, OLYMPUS Medical Systems Corp.²⁾, Showa Shell Sekiyu K.K.³⁾,
DENKI KAGAKU KOGYO KABUSHIKI KAISHA⁴⁾
Urban-Shimbashi Building 3F, 5-1, Shimbashi 4-chome, Minato-ku, Tokyo 105-0004
JAPAN
Phone: +81-3-5777-3263 Fax: +81-3-5777-3264
E-mail: nets-muto@sun-group.co.jp

【発表概要】

近年、タイ特許調査の需要の高まりから、タイ特許を収録しているデータベースも増えているが、各々のデータベースでは収録期間や収録率など、収録状況にかなりの差異があることが判明している。本報告では、具体的に、公報番号・要約・IPC・優先国及びファミリーといったあらゆる角度から収録状況について統計をとり、商用データベースの特徴を明らかにすると共に、タイ特許調査においてデータベースを利用する際の留意点を踏まえた上で、有効な調査方法について提言する。

【キーワード】

タイ特許庁データベース, 商用データベース, 特許調査, タイ, 収録状況

1. はじめに

近年、日本企業におけるタイの重要性は、急速に高まってきている。特に経済面においては、タイから見て日本は貿易額、投資額、援助額ともに第一位であるとおり、非常に緊密な関係にある。日本にとってもタイは東南アジア地域における重要な生産拠点かつ市場であり、それに伴い、タイにおける知的財産の活用に関する情報に対する重要度も増してきている。

一方タイにおける知財動向に注目すると、2009年PCTに142番目に加盟し、特許の国際社会の表舞台に立ったが、タイにおける知的財産の環境は大いに発展の余地があり、その情報量は日々増加している。

このような背景から、タイ特許調査の需要も高まっており、タイ特許を収録しているデータベースも増えているが、各々のデータベースでは収録期間や収録率など、収録状況にかなりの差異がある。

これらを踏まえ、本報告では、タイの特許情報を収録する各特許データベースにおけるタイ特許の収録状況を明らかにする事で、タイの特許調査をする上での有効な調査方法について提言する。

2. 検討内容

タイ特許庁(以下、DIP)データベース及び日本国内で使用可能な5つの商用データベース(本抄録ではそれぞれ、A、B、C、D、Eデータベースと略し、Aデータベース～Eデータベースをまとめて、「各データベース」とする)を使用した。

2-1 公報番号収録状況

DIPタイ語データベース(以下、DIP(TH))に収録されている特許情報のうち、どのくらいの案件数がデータベースに収録されているか確認するため、

DIP(TH)とDIP英語データベース(以下、DIP(EN))および各データベースについて、公開番号及び登録番号の照合を行った。これは、要約を含む書誌事項を全てエクセルに転記して、公報番号を照合するという手法を使った。

また、照合するにあたって、各データベースの特徴及びそれに伴う集計条件を以下に述べる。

[A データベース]

- ・新体系出願番号が付与されていないため公開番号による照合

- ・収録情報から特許・意匠の識別不可
- ・下記の2条件を満たす場合に集計対象とする

- 1.公開特許番号がDIP(TH)に存在すること

- 2.出願日がDIP(TH)情報と一致すること

[B データベース]

- ・公報番号による照合

- ・下記のいずれかの条件を満たす場合に集計対象とする

- 1.新体系出願番号がDIP(TH)情報と一致するもの

- 2.出願日がDIP(TH)情報と一致するもの

- 3.発行日がDIP(TH)情報と一致するもの

[C データベース]

- ・新体系出願番号が付与されていないため公開番号による照合

- ・公開番号がDIP(TH)に存在すること

- ・出願日・公開日の異なるものも集計対象

[D データベース]

- ・公開番号による照合が基本

- ・公開番号がDIP(TH)に存在すること

- ・出願日・公開日の異なるものも集計対象

[E データベース]

- ・新体系出願番号がサポートされており、出願番号による照合

- ・下記の3条件を満たす場合に集計対象とする

- 1.出願番号が DIP(TH)に存在すること
- 2.出願日が DIP(TH)情報と一致すること
- 3.公開番号・登録番号の少なくとも一方が DIP(TH)情報と一致すること

2-2 公開特許の要約収録状況

各データベースに要約が収録されているか否かについて確認した。

2-3 IPC 付与状況

各データベースにおいて付与された IPC の個数を公報ごとにカウントし、付与状況を確認した。

2-4 商用データベースにおける優先国及びファミリー収録状況

商用データベースでは、ファミリー特許の存在が当該案件の情報に大きく影響することが考えられる。DIP(TH)では、優先情報の取得が難しく、ファミリー特許の外国出願状況が確認できない。そこで、各データベースの優先国情報およびファミリー発行国情報について調べた。

3. 検討結果

3-1 公報番号収録状況

図1に公開番号照合結果を示す。データベース毎に収録率が異なる結果となった。DIP(EN)および A データベースでは古い案件の収録率は高いが近年の案件は収録されていない。一方Bデータベース、Cデータベースは古い案件は収録されていないが近年の案件はほぼ100%収録されている。図2に登録番号照合結果を示す。B データベース、C データベースのように登録情報が収録されていないデータベースがあった。

商用データベースには収録時期等の特徴があり、1つの商用データベースを頼りに特許調査をすることに難があることが判明した。

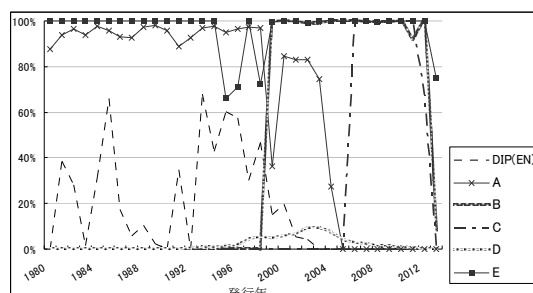


図1 公開番号収録状況 (DIP(TH)に収録された公開番号と照合できた件数比)

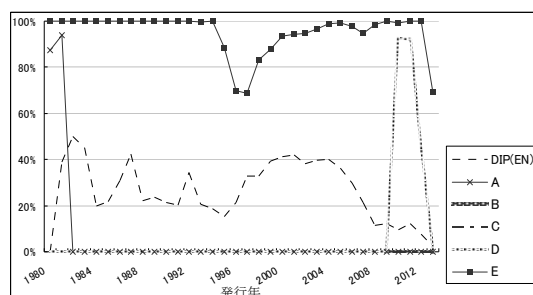


図2 登録番号収録状況 (DIP(TH)に収録された登録番号と照合できた件数比)

3-2 公開特許の要約収録状況

各データベースにおける要約の収録状況について確認した結果を図3に示す。DIP(TH)は、近年の案件の収録率は低いですが、2013年3月および6月に再調査した結果、要約の収録率が改善されていることが判明した。よって、今後、要約の収録が充実することが期待できる。また、各商用データベースの要約は、Bデータベースのように、タイ特許情報に基づくものではなく、ファミリー特許の要約の存在が収録率に大きく影響しているデータベースもある。

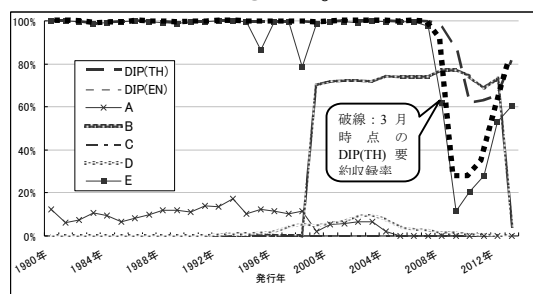


図3 公開特許の要約収録状況 (2013年6月)

3-3 IPC 付与状況

DIP(TH)のIPC付与個数について図4に示す。IPCが付与されていない案件が無いこと、付与個数が2個以上ある案件が存在することは、DIP(TH)の特徴である。

なお、各商用データベースでIPC検索をした場合、ファミリー特許のIPCの存在が検索結果に大きく影響し、ファミリー特許のIPCを取り込んでいるデータベースでは当然、検索数が多くなる結果となる。また、IPCのみで検索した場合、タイのみ出願された案件について、取りこぼしの危険性を孕んだ検索結果になると考えられる。

商用データベースのIPC付与状況については、3-1、3-2同様、データベース毎に特徴があることが明らかとなった。例えば、DデータベースはDIPタイ語データベースよりも付与数が少ない一方で、EデータベースはファミリーのIPC付与も反映されるため付与数が多い。

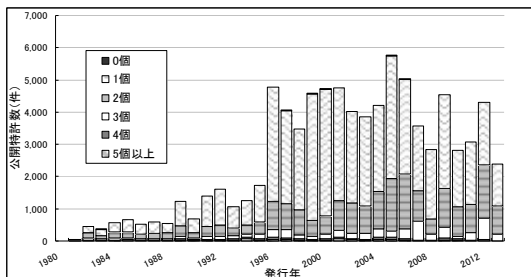


図4 DIP(TH)公開IPC個数

3-4 商用データベースにおける優先国及びファミリー収録状況

商用データベースでは、ファミリー特許の存在が当該案件の情報に大きく影響していることが判明した。DIP(TH)では、優先権関連情報の取得が難しく、ファミリー特許の外国出願状況が確認できない。各データベースでは独自にファミリー特許の存在を調査し、関連付けているものと推測する。

(1) 優先国収録状況

公開特許において各データベースの優先国情報の有無を図5に示す。この優先国がタイ以外の場合を図6に示す。Eデータベースの優先権情報は、ほとんどがタイ国内特許のものであり、他の欧米日本特許等国外優先国の収録が非常に少ない。これにより、タイ特許の基礎出願を調べるためにEデータベースを使用することは困難であることがわかる。一方、BデータベースやCデータベースについては、優先国がタイ以外の公開特許の収録率が、近年において80~90%であることから、国外優先権情報の収録が優れており、タイ国以外の基礎出願と紐づけた調査に有用であることがわかる。ただし、調査の際には、優先権情報が収録されていないデータが存在すること、収録されていても優先国と優先日しか記載されていない等の不備があること、DOCDBとの整合性の有無など、不確実な要素が多くあることについては、留意する必要がある。

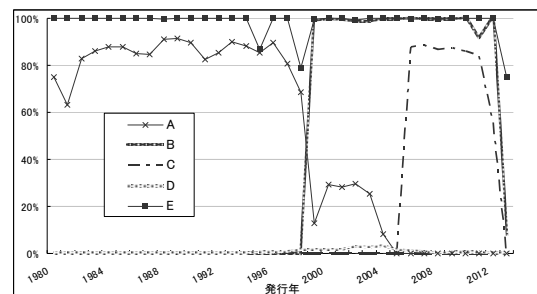


図5 公開特許の優先国収録状況

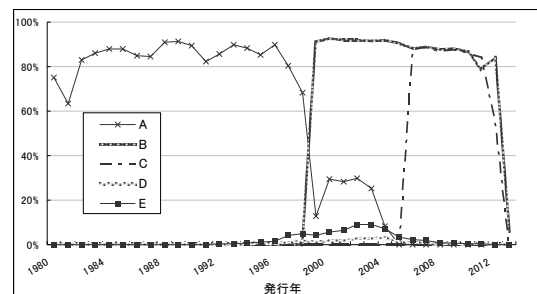


図6 公開特許の国外優先国(タイ以外の優先国)の収録状況

(2) ファミリー収録状況

公開特許において、各商用データベースのファミリー情報の有無を図7に示す。

B データベースは、2000 年以降の収録が充実しており、かつ、DIP データベースでは認識できなかったファミリー情報により特許情報が充実していることが予見できる。

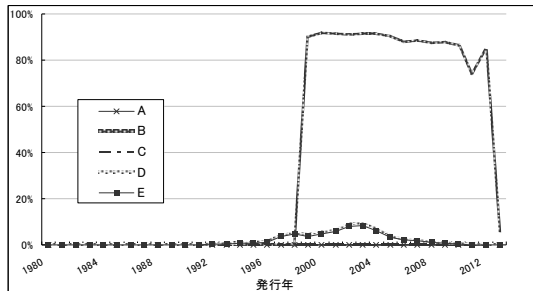


図7 公開特許の国外ファミリー収録状況

4. まとめ

DIP データベース及び日本国内で使用可能な5つの商用データベースを使用し、公報番号、登録番号を軸に、各データベースの収録状況を確認した。各データベースの比較検証を通じて、①タイ特許の収録率が各データベースで異なる。②要約の収録率や IPC の付与個数も各データベースで異なり、また、タイ出願でなく、ファミリー由来の場合もある。③優先国やファミリーの収録状況もデータベースによって異なる。ということが明らかとなった。

タイ特許については、各商用データベースに要約や IPC が未収録の場合や、収録が充実していない場合があるといえる。ひとつの商用データベースに頼ったタイ国特許調査では、検索漏れが生じるため、各データベースの収録状況を鑑み、DIP データベースを活用した特許調査を行うと共に、複数の商用データベースを併用する必要がある。尚、DIP データベース自体も、他の新興国同様、完全には収録されておらず、収録漏れも確認

されているため、複数のデータベースにより補完する必要性は明らかだ。

また、タイ一国のみの出願についての調査手法は、上記のようなデータベースの併用では十分でない。優先国やファミリーによって紐付けが可能な特許については、複数のデータベースの併用により補完することができるが、タイ一国出願については、優先国やファミリー由来のデータベースが使用できないため、情報源が少ないからである。これらの特許については、商用データベースが得意とする IPC による検索や、要約の確認が困難であるため、DIP データベースを主に活用しながら、機械翻訳等で、内容まで踏み込んだ閲覧が必要である。

このように、タイ特許調査については、調査の種類や、調査対象の年代によってデータベースを適宜選択することが重要であり、複数のデータベースを利用できない状況であったとしても、利用しているデータベースでどの範囲が網羅できているのか把握することが重要である。

5. おわりに

本稿では、抄録の段階では各データベース名を伏せているが、発表では各データベース名を公表させていただく予定である。尚、本報告はアジア特許情報研究会の 2013 年度の活動成果である。

6. 参考文献

- [1]「最近のタイ情勢と日本・タイ関係」外務省(2012年1月)
<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/thailand/kankei.html>
- [2]「模倣対策マニュアル タイ編」ジェトロ(2008年3月)
- [3]「タイの特許制度事情とその周辺」特技懇 No.260(2011年1月)井口雅文
- [4]「ASEAN 特許調査に関する研究」知財管理 Vol.63, No.7 p1135(2013年7月)